

固定価格買取制度における
融資決定のタイミングと要件

平成 26 年 2 月 28 日

株式会社 三井住友銀行

■ 目次

1. 融資検討のポイントと融資金額の決定方法	• • •	2
2. 売電単価・売電期間と融資金額の関係	• • •	3
3. 融資契約調印段階で必要となる主な事項	• • •	4

1. 融資検討のポイントと融資金額の決定方法

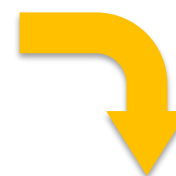
- 融資検討を行う際、下記（左側）に挙げられるような各種リスクを勘案し、事業利益を始めた事業計画の妥当性を検証、その上で元利弁済額とのバランスが取れるように融資金額を決定します。

事業利益
に影響

年度毎の
事業利益



年度毎の
元利弁済額



- ① 用地確保リスク
- ② 日射量リスク
- ③ 機器性能リスク
- ④ 完工リスク
- ⑤ 操業保守リスク
- ⑥ 売電契約リスク
- ⑦ 法令変更リスク
- ⑧ フォースマジュール

各種リスクを勘案した後の事業利益に対して、一定の余裕を持って元利弁済をして頂けるように、上記の大小関係が成り立つよう元利弁済額を決定。



売電期間の範囲内で融資期間を決定し、元利弁済額と掛け合わせて融資金額を決定。



下記の範囲で調整

- | | |
|--------|------------------|
| ① 融資期間 | ～19年（売電期間20年の場合） |
| ② 融資金額 | （総事業費に対して）70～80% |

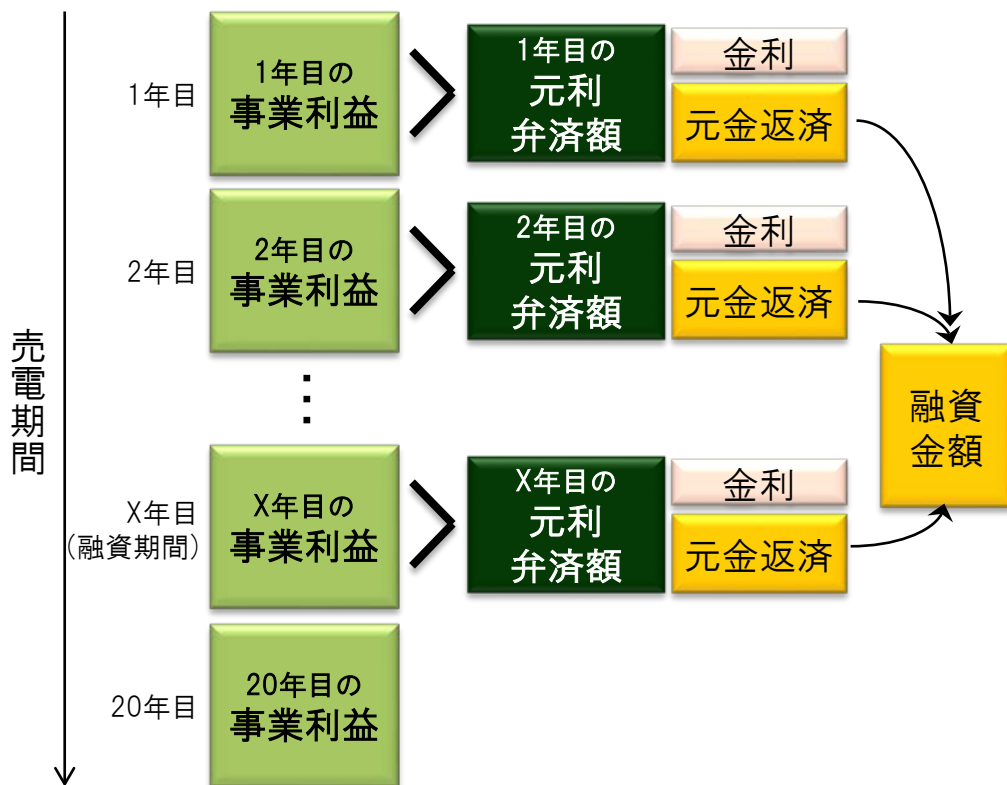
太陽光発電事業の確認ポイント
＝ 事業に内包されているリスク

融資条件のイメージ

2. 売電単価・売電期間と融資金額の関係

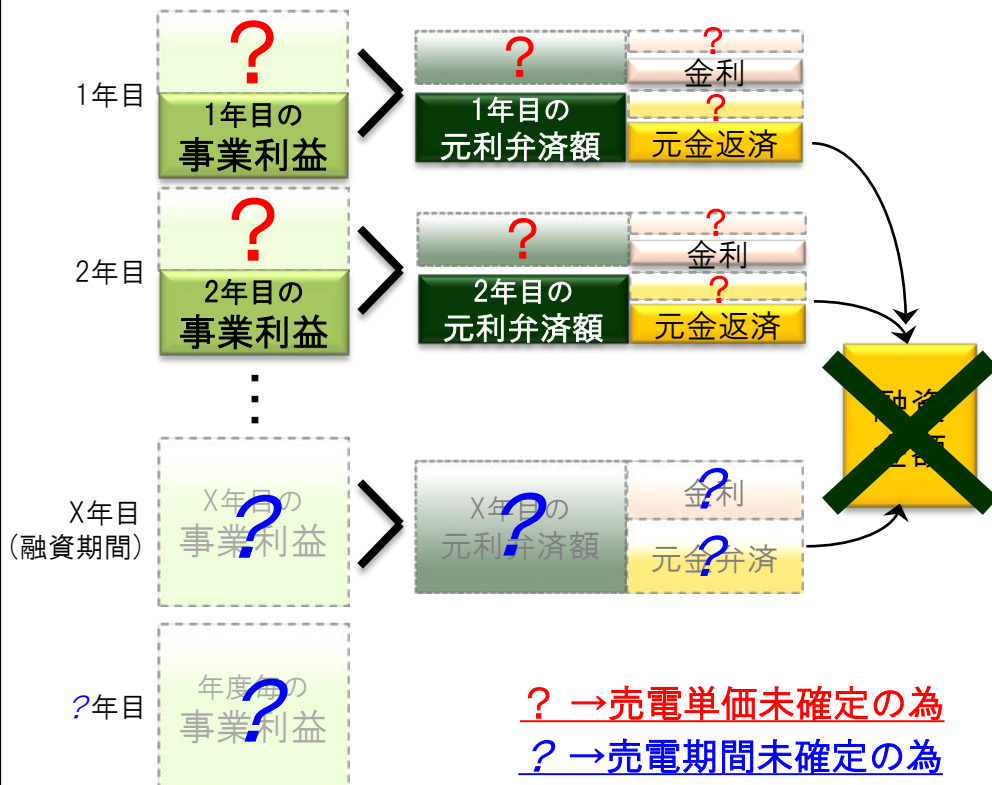
- 年度毎の事業利益は、年間発電量・売電単価から計算されます。つまり売電単価が決まらな
いと元利弁済額も決まらず、更に売電期間が決まらなと融資金額・融資期間を決めることが出
来ません。

売電単価・売電期間が決まっている場合



売電単価・売電期間が決まれば、
事業利益が計算出来るため
融資金額を決定出来る

売電単価・売電期間が決まっていない場合



? → 売電単価未確定の為
? → 売電期間未確定の為

売電単価・売電期間が決まらなと
事業利益が計算出来ないため
融資金額を決定出来ない

3. 融資契約調印段階で必要となる主な事項

- 遅くとも融資契約の調印時には、融資金額・融資期間を確定する為に、売電単価・売電期間が決定されている必要があります。（なお、経済産業省より告示されているその期間に適用される売電単価・売電期間を基に、融資契約の交渉をします。）
- 併せて、土地関連契約と工事請負契約の締結についても、下記理由により融資契約調印段階で必要となります。

	融資検討段階	融資契約調印段階 (融資条件決定)	コメント
(1)事業収支計画 提出	必要	→	融資検討を行う際、事業利益を把握するベースとなる資料のため、検討段階から必要。
(2)売電単価・売電期間の決定 ※ 下記適用要件の充足が必要 ①接続契約申込、②設備認定取得		必要	融資金額を決定するには、売電単価・売電期間が決定される必要があるため。
(3)土地関連契約 締結		必要	土地の利用権を確保出来ていなければ、実際に事業が実施出来るか確認が出来ないため、融資契約調印段階で必要。
(4)工事請負契約 締結		必要	建設金額が確定しなければ、融資金額も最終確定することが出来ないため、融資契約調印段階で必要。
(5)その他プロジェクト関連諸契約 締結 ※ 電力需給契約、保険契約 等		必要	基本は融資契約調印段階での締結が望ましいが、融資実行段階でも許容。
(6)各種許認可 取得・充足		必要	基本は融資契約調印段階での締結が望ましいが、融資実行段階でも許容。